

## No.1101テキスト「チェーンソー作業の安全ナビ」 変更箇所

令和5年5月改訂2版第4刷⇒令和6年4月改訂3版

頁	行数等	修正（訂正）部分	変更修正（訂正）内容
	はじめに	令和2年8月	内容の一部修正 令和6年4月
1	目次	第3章 1 近接作業の禁止	第3章 1 <b>立入</b> の禁止
6	イラスト内	履物	<b>切創防止付履物</b>
7	上から7行目	( P 240・ 241を参照 ) 。	( <b>P 242</b> を参照 ) 。
8	イ 手袋	防振及び防寒に役立つ厚手の手袋を使用します。	防振及び防寒に役立つ <b>操作性のよい</b> 厚手の手袋を使用します。
11	防護ズボン	タイプA～タイプCのイラスト	タイプA～タイプCのイラストを変更した。
19	下段の表	熱中症による死傷者数(休業4日以上)の業種別の状況(平成26年～平成30年)	熱中症による死傷者数(休業4日以上)の業種別の状況( <b>平成30年～令和4年</b> )
27	中見出し	1 近接作業の禁止	1 <b>立入</b> の禁止
28	上から1行目	1 近接作業の禁止	1 <b>立入</b> の禁止
"	上から2～4行目	立木を伐倒するときは、近傍の他の作業者を立木の樹高の2倍相当の距離を半径とする円形の内側の他の作業者を立ち入らせないこと。【安衛則第481条第2項 立入禁止】	立木を伐倒するときは、 <b>近傍の他の作業者を</b> 立木の樹高の2倍相当の距離を半径とする円形の内側の他の作業者を立ち入らせないこと。【安衛則第481条第2項 立入禁止】
36	イラスト	立った姿勢のイラスト	立った姿勢のイラストの左手の持ち方を修正した。
38	"	ガイドバーの下側で切るイラスト	ガイドバーの下側で切るイラストの右手の親指を修正した。
50	(3)	受け口の下切りの深さは、根張りを除いた伐根直径の1/4以上とすること。 ただし、大径の木では、根張りを除いた伐根直径の1/3以上とすること。	受け口の下切りの深さは、 <b>立木の胸高直径が20cm以上のときは、根張りを除いた伐根直径の1/4以上とすること。</b> ただし、大径の木では、根張りを除いた伐根直径の1/3以上とすること。 <b>なお、胸高直径が20cm未満の立木でも適切に受け口、追い口及びつるを作ることができる場合には、受け口を作ること。</b>
51	(4)	受け口の斜め切りは、下切りに対し、30～45°の角度とすること。	受け口の斜め切りは、下切りに対し、 <b>45度を基本とし、少なくとも30度以上</b> の角度とすること。(注) 上記の(注)の記載を下段に追加・長文なので省略した。
"		P51・P59・P61・P63・P67・P69・P83・P91のイラストの文章修正	<b>角度は45度を基本とし、少なくとも30度以上(深さは伐根直径の1/4以上、角度は45度を基本とし、少なくとも30度以上)</b>
"	(5)	受け口の下切りと斜め切りとは、終わりの部分を必ず一致させること。	受け口の下切りと斜め切りとは、終わりの部分を必ず一致させること。(この一致した線を、以下「 <b>会合線(えごうせん)</b> 」という。)また、 <b>会合線は水平とすること。</b>
"	"	最終行	<b>また、会合線が水平な場合に、伐倒しようとする立木は受け口の方向に倒れます。</b> を追加。
53	上から16行目	★追い口の位置が低すぎる場合の最終行	<b>つるが小さいと伐倒木が早く倒れ始め、材が裂けたり、伐倒方向がずれたりします。災害事例の中には、つるが機能せず、大きな災害になった例が少なくありません。</b> を追加。
"	上から20行目	★追い口の位置が高すぎる場合の1行目から4行目	★追い口の位置が高すぎる場合の1行目から4行目を <b>★追い口の位置が低すぎる場合の最終行に移行した。</b>
56		下の空きスペース	<b>コラム：林災防独自の初級者の対する配慮と指導</b> を追加
59	下から2行目	(伐倒作業前の準備)第55条(受け口及び追い口)第61条(くさびの使用)第62条	(伐倒作業前の準備) <b>第59条</b> (受け口及び追い口) <b>第66条</b> (くさびの使用) <b>第67条</b>
61	下から2行目	(近接作業の禁止)第50条(伐倒作業前の準備)第55条(受け口及び追い口)第61条(くさびの使用)第62条(伐倒の合図)第63条	( <b>立入禁止</b> ) <b>第68条</b> (伐倒作業前の準備) <b>第59条</b> (受け口及び追い口) <b>第66条</b> (くさびの使用) <b>第67条</b> (伐倒の合図) <b>第64条</b>
63	下から1行目	(くさびの使用)第62条(近接作業の禁止)第50条(受け口及び追い口)第61条	(くさびの使用) <b>第67条(立入禁止)</b> <b>第68条</b> (受け口及び追い口) <b>第66条</b>
65	下から3行目	(指示を要する伐木)第53条(伐倒作業前の準備)第55条(枝がらみ、つるがらみの木の伐倒)第56条(障害物の取り除き)第57条(避難場所の選定)第59条	(指示を要する伐木) <b>第80条</b> (伐倒作業前の準備) <b>第59条(枝がらみの木の伐倒)</b> <b>第75条</b> (障害物の取り除き) <b>第61条</b> (避難場所の選定) <b>第62条</b>
72	イラスト	指差し呼称のイラスト	指差し呼称の <b>イラストを差し替え</b>

74	下から3行目	かかり木となってしまったときは、安易な対応を避け、慎重な処理を心掛けてください。処理が困難と判断したときは、熟練者に依頼することが適切です。	かかり木となってしまったときは、安易な対応を避け、慎重な処理を心掛けてください。 <b>作業計画に定めたかかり木処理の方法では十分な安全を確保できない</b> など処理が困難と判断したときは、 <b>作業指揮者の指示によることや熟練者に依頼することが適切です。</b>
81	下から1行目	(指示を要する伐倒)第53条(かかり木の処理)第54条	<b>(かかり木の処理における安全な作業の徹底)第70条</b>
83	下から1行目	(指示を要する伐倒)第53条(かかり木の処理)第54条	<b>(かかり木の処理における安全な作業の徹底)第70条</b>
85	下から1行目	(指示を要する伐倒)第53条(かかり木の処理)第54条	<b>(かかり木の処理における安全な作業の徹底)第70条</b>
87	下から1行目	(指示を要する伐倒)第53条(かかり木の処理)第54条	<b>(かかり木の処理における安全な作業の徹底)第70条</b>
89	下から1行目	(指示を要する伐倒)第53条	(指示を要する伐木)第80条
91	下から1行目	(かかり木の処理)第54条	<b>(かかり木の処理における安全な作業の徹底)第70条</b>
112	上から10行目	著しい偏心木は、伐倒時に裂けたり、芯抜けが起きやすく、災害の原因となります。特に裂けやすい木には、注意を要します。裂けやすい樹種としては、シオジ、セン、ケヤキ、クリ、キハダ、ミズメ、ウダイカンバ、ヤチダモ、ハンノキ、カラスザンショウ、ネムノキなどが挙げられます。	著しい偏心木は、伐倒時に裂けたり、芯抜けが起きやすく、災害の原因となります。特に裂け <b>易い</b> 木には、注意を要します。裂け <b>易い</b> 樹種としては、 <b>ホウノキ、ナラ、カシ、サクラ、ミズキ、クルミ、シイ、ウリハダカエデ、アベマキ、ハマセンダン、シオジ、セン、ケヤキ、クリ、キハダ、ミズメ、ウダイカンバ、ヤチダモ、ハンノキ、カラスザンショウ、ネムノキ、ケンボナン</b> などが挙げられます。
115	上から10行目	(1)伐倒する立木に絡んでいるつる類は、伐倒前に取り除いておくこと。	(1)伐倒する立木に絡んでいるつる類は、 <b>できるだけ</b> 伐倒前に取り除いておくこと。
"	上から14行目	また、あらかじめ伐採予定地が決まっているときは、つる類の根元を切り離して枯らしておくことも有効です。	また、あらかじめ伐採予定地が決まっているときは、つる類の根元を切り離して枯らしておくことが <b>有効なので枯らしておきます。</b>
144	下から2行目	ソーチェーンは、カッター、ドライブリンク、タイストラップ(「サイドリンク」ともいう)が、リベットでチェーン状態に連結されたものです。	ソーチェーンは、カッターが <b>左右1個ずつ2つ</b> 、ドライブリンク( <b>バンパーを含む</b> )が <b>4つ</b> 、タイストラップ(「サイドリンク」ともいう)が、 <b>左右3枚ずつ8つ</b> 、リベットが <b>8つ</b> で、これが <b>1つのセット</b> になってチェーン状態に連結されたものです。
"	イラスト	ソーチェーンの構造と名称のイラスト	ソーチェーンの構造と名称の <b>イラストの差し替え</b>
145	イラスト	カッター各部の名称のイラスト	カッター各部の名称のイラストで <b>ふところのイラストは反転させた。</b>
147	イラスト	カッターの刃型(代表的な4種類)のイラスト	カッターの刃型(代表的な4種類)の <b>イラストの差し替え</b>
148	上から1行目	ウ ゲージのイラスト	ウ ゲージの <b>イラストの差し替え</b>
"	上から12行目	4-1 やすりの選定と使い方の表	4-1 やすりの選定と使い方の <b>表の差し替え</b>
149	最終行	最終行	<b>【注意】</b> <b>刃を研ぐことが、「目立て」です。「目立て」では、鉄粉が出ます。この鉄粉が目に入ると非常に厄介(危険)なものですので、ゴーグルなどの保護具で、身の安全を図るよう充分注意しましょう。また、手袋を使用する場合には、革の手袋を推奨します。作業中・後に目の違和感を覚えたら直ぐに眼科を受診して下さい</b> を新規に追加
181	イラスト	右下段のイラスト	右下段の <b>イラストの差し替え</b>
奥付	イラスト	改訂2版チェーンソー作業の安全ナビ	改訂 <b>3</b> 版チェーンソー作業の安全ナビ <b>令和6年4月改訂3版</b> を追加
	表、裏、背表紙	改訂2版チェーンソー作業の安全ナビ	改訂 <b>3</b> 版チェーンソー作業の安全ナビ